

山陰労災病院感染防止対策に関する取組事項

1. 感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、良質・適切な医療提供の基盤となるものである。

当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、医療施設内におけるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行う事に努める。

2. 委員会の組織に関する基本事項

1. 本院における完成防止対策に関する意志決定機関として、感染防止対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討する。

2. 感染防止対策に関する実働的組織として感染防止対策チーム(ICT)を設置し、感染防止対策に感染防止対策チーム(ICT)の活動については感染防止対策委員会の方針に基づいて行う。

3. 感染防止対策委員会および感染防止対策チーム(ICT)の運営に関しては別途規程を設ける。

3. 職員に対する研修に関する基本事項

職員の感染防止対策に関する意識・知識・技術の向上を図るため、研修会の開催を実施する。

1. 新人職員を対象とした研修会の開催

2. 全職種を対象とした研修会の開催

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

微生物検査結果から微生物の検出状況を把握し、毎月開催される感染防止対策委員会に報告する。

感染防止対策委員会では、必要に応じ感染対策の周知や指導を行う。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染の発生、または疑われる場合は、感染防止対策チーム(ICT)が感染の拡大に速やかに対応する。

また、届出義務のある感染症患者が発生した場合は法律に準じて行政機関に報告する。

通常時から協力関係にある地域の医療機関や米子保健所と速やかに連携し対応する。

6. 患者等に対する指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は、院内に掲示し、患者等への閲覧に供する。

7. 感染防止対策推進のために必要な基本方針

感染防止対策MP推進のため、ガイドラインを参考に当院の実情にあった感染防止対策マニュアルを整備し、職員への周知徹底を図る。

全国のサーベイランスに参加し、感染防止対策を推進する。